

第六次国有林野施業実施計画書（案）

第二次変更計画

（神通川森林計画区）

〔変更年月〕

第一次変更 令和 6 年 3 月

第二次変更 令和 7 年 3 月

林野庁中部森林管理局

目 次

I 変更事由	1
・伐採総量について	
II 変更事項	
2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	
(1) 伐採造林計画簿	2
(4) 伐採総量	2

神通川森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第二次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。
なお、この変更は令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

・伐採総量について

森林の有する機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全の推進を図るため、伐採に関する事項を変更する。

II 変更事項

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(4) 伐採総量

(単位: m³、ha)

区 分	林 地					林 地 以 外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山 地 災 害 防 止 タ イ プ		(27.36) 4,289	(27.36) 4,289				
土砂流出崩壊防備		(27.36) 4,289	(27.36) 4,289				
気象害防備							
自 然 維 持 タ イ プ							
森 林 空 間 利 用 タ イ プ							
快 適 環 境 形 成 タ イ プ							
水 源 涵 養 タ イ プ	(14.24) 9,845	(101.41) 22,461	(115.65) 32,306				
小面積分散伐区	(14.24) 9,845		(14.24) 9,845				
人工林複層伐 (天然更新型)		(101.41) 22,461	(101.41) 22,461				
その他							
合 計	(14.24) 9,845	(128.77) 26,750	(143.01) 36,595	3,905	40,500		40,500
年平均	(2.85) 1,969	(24.18) 5,331	(27.02) 7,300	800	8,100		8,100

(注) 1 () 書きは、伐採面積である。

2 年平均については、変更による伐採量の増減量を残期間(2年)で除したものを従前の年平均に加えて算出した数量である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市 町 村 名	林 地		
	主 伐	間 伐	計
富 山 市	9,845	26,750	36,595
魚 津 市			
黒 部 市			
上 市 町			
立 山 町			
朝 日 町			

(注) 市町村別内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。